

令和4年度第1回ケアマネジメント研修会

～ケアプラン点検ガイドラインについて～

上球磨地域の
地域包括ケアを
支える



令和4年5月16日（月）

上球磨地域包括支援センター

主任介護支援専門員 永濱慶尚

本日の流れ

- ケアプラン点検ガイドラインについて（講義）
- ケアプラン点検ガイドラインを使用し点検（演習）
- 気づき、まとめ（意見交換）



第5期熊本県介護給付適正化プログラム

熊本県介護給付適正化プログラム（経緯）

年度

H15
～17

熊本県「適切なケアマネジメント活動支援事業（保険者が行うケアプランチェックに対する支援事業）」を実施。

H17年度に、「ケアプランチェックの手引書」としてまとめ、市町村等へ配布。
※県ホームページからダウンロード可 →<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/161/kyufutekisei.html>

H19

厚生労働省通知「介護給付適正化計画」に関する指針

都道府県ごとに「介護給付適正化計画」を策定し、適正化事業の全国的な展開を目指す。

H20

「第1期熊本県介護給付適正化プログラム（H20～22）」策定

H22

厚労省通知「第2期介護給付適正化計画」に関する指針

H23

「第2期熊本県介護給付適正化プログラム（H23～26）」策定

H26

厚労省通知「第3期介護給付適正化計画」に関する指針（H26.8.29）

H27

「第3期熊本県介護給付適正化プログラム（H27～29）」策定

H29

厚労省通知「第4期介護給付適正化計画」に関する指針（H29.7.7）

H30

「第4期熊本県介護給付適正化プログラム（H30～32）」策定

R2

厚労省通知「第5期介護給付適正化計画」に関する指針（R2.9.3）

R3

「第5期熊本県介護給付適正化プログラム（R3～5）」策定

熊本県介護給付適正化プログラム

【趣旨】

- 本県では、適切なサービスの確保と効率化を通じて介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度を構築するために、保険者、国民健康保険団体連合会と連携して介護給付適正化の取組を推進している。
- 「介護給付適正化計画」に関する指針について」(厚生労働省通知)に基づき、第4期プログラムの取組状況や課題を踏まえ、**第5期熊本県介護給付適正化プログラム**を令和3年3月に策定。
- 同プログラムでは、介護保険法第118条第2項第2号及び第3号に規定する介護給付適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めている。

定義

- 1 介護サービスを必要とする者(受給者)を適切に認定した上で
- 2 受給者が真に必要とするサービスを
- 3 介護サービスの事業者がルールに従って適切に提供するように促すこと

期待される効果

保険者、県及び国保連が協力して介護給付の適正化を図り、より適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることで、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度に資する。

計画期間

令和3年度から令和5年度の3年間

第5期熊本県介護給付適正化プログラムの取組方針と目標

【取組方針】

①保険者の取組方針

介護給付の適正化のために行う適正化事業の実施主体は保険者であり、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら主体的かつ積極的に事業の推進に取り組むものとする。

また、保険者が住民等に対して説明責任を果たす観点から、第5期期間における適正化事業の目標を明確に定めるとともに、年度ごとの進捗を客観的な指標により評価するものとする。

②県の取組方針

県は、保険者に対し現状や課題を保険者と共有した上で、保険者が効率的かつ効果的に取組を進めることができるよう、第5期間中に目指すべき適正化の目標数値と、特に重点的に取り組むべき事項を具体的に示すものとする。

特に、人員不足等を理由として取組が低調となっている保険者に対しては、主体的な取組が促進されるよう実地による個別支援等の方法により積極的に取り組むものとする。

③国保連の取組方針

適正化事業の実施主体である保険者の取組を効果的かつ円滑に進めるため、受託可能な協力事項について保険者と意見交換を行うとともに、その専門性を活用し保険者の事務負担の軽減等に取り組むものとする。

【県が保険者に期待する取組目標】

○第5期プログラムでは、第4期プログラムから引続き「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適切化」及び「サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」を3つの柱とする。

○費用対効果等の観点から、5期指針が示す主要5事業のうち、「介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修の点検」、「福祉用具購入・貸与調査」及び「医療情報突合・縦覧点検」の5つを重点項目とする。

○重点項目のうち、「ケアプランの点検」及び「医療情報突合・縦覧点検」の2項目については、第4期プログラムに引続き、最重点項目に位置づけ、すべての保険者が必須の項目として取り組むこととし、「要介護認定の適正化」、「住宅改修の点検」及び「福祉用具購入・貸与調査」については、保険者が1項目を選択のうえ取り組むこととする。

第5期熊本県介護給付適正化プログラム 重点項目と取組目標

3つの柱	重点項目	県が保険者に期待する取組目標【目標数値】
要介護認定の 適正化	要介護認定の 適正化	委託による認定調査の点検【点検率100%】
		eラーニングシステムの登録と活用【登録率100%】
		認定調査員の研修の実施【研修を年1回以上実施】
ケアマネジメント等 の適切化	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 10px;">★最重点項目</div> ケアプランの点検	居宅サービス利用者のケアプランの点検【点検率5%以上】
		地域ケア会議等を活用したケアプランの点検【点検月数6月】
		住宅型有料老人ホーム等入居者のケアプランの点検 【点検率5%】
		仮設住宅入居者のケアプランの点検【点検率3年間で100%】
	住宅改修の点検	住宅改修の施工前点検【点検率100%】 建築専門職、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）による住宅改修の施工前 点検の体制構築【努力目標：点検率10%】
福祉用具購入・貸与調査	軽度者（要支援1・2、要介護1）の福祉用具貸与点検【新規貸与者：点検率100%】【継続貸与者：点検率10%】 リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）による福祉用具貸与点検の体制構築【努力目標：点検率10%】	
サービス提供体制 及び 介護報酬請求の適 正化	<div style="background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 10px;">★最重点項目</div> 医療情報突合 縦覧点検	医療情報突合の実施【全月点検】
		縦覧点検の実施【全月点検】
		活用帳票・チェック項目の明確化

県の保険者への支援体制

最重点項目である「ケアプランの点検」及び「医療情報突合・縦覧点検」を中心に支援を実施。

① 保険者の規模等状況に応じた適正化の支援

- 保険者の個々の地域特性、規模及び実施体制等の分析・把握。その結果
- 原因の調査・分析結果を踏まえた個別指導・助言、保険者の主体的取組を前提とした必要な支援
- 小規模保険者や取組が低調な保険者に対する実地支援や業務負担軽減に向けた体制の構築を推進

② 研修及びブロック会議の実施

- 適正化事業への理解深化やケアプラン点検等のノウハウ修得、ネットワーク構築を目的とした研修等の実施
- 国保連と協力した、国が開催するブロック研修の受講内容を踏まえた伝達研修等
- 感染症等の影響により研修が実施出来ない場合に備え、随時スキルアップが図れる環境を整備

③ 国保連や県介護支援専門員協会との連携強化

- 適正化事業を効率的かつ効果的な実施のため、国保連や県介護支援専門員協会との連携を強化

④ 被保険者及び事業者の理解促進

- 第5期プログラムの県ホームページ掲載
- 事業者の理解促進に向けた、集団指導等における説明等の実施

《国保連による保険者への支援体制》

① 介護給付適正化システム活用のための研修会の実施

保険者が、同システムから提供される各適正化情報の種類や活用方法を修得し、目的に応じた情報の活用を行うための研修会を実施

② 介護給付適正化システムの帳票活用に関する保険者からの問合せ対応

研修後のフォローアップ及び各種保険者からの問合せへの個別対応

③ 医療情報突合・縦覧点検の支援

保険者から委託を受けて点検を行い、より精度の高い情報を保険者に提供

④ 縦覧点検システムを活用した支援

縦覧点検情報を基に、機械的に判定可能な事項を直接事業所に照会し、回答の取りまとめから過誤申立情報作成まで実施

【参考】 保険者機能強化推進交付金について

【趣旨】

- 介護保険法の改正に伴い、平成30年度から「保険者機能強化推進交付金」が創設
- 保険者機能強化に向けて保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組や市町村の取組を支援する都道府県の取組を推進するため、市町村及び都道府県の様々な取組に関する指標を設定したうえで、その達成状況に応じて、交付金が交付されるもの（インセンティブ制度）
- 加えて、令和2年度から介護予防・健康づくりに重点化した「保険者努力支援交付金」が創設
- 市町村分：推進交付金・支援交付金それぞれ200億円のうち190億円を指標の達成状況に応じて分配。

指標	考え方及び留意点
介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施しているか。	【主要5事業の内訳】 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の適正化 ・ケアプランの点検 ・住宅改修等の点検 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・介護給付費通知
福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。	<ul style="list-style-type: none"> ア 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う イ 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある ウ 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。	<ul style="list-style-type: none"> ア 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある イ 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある
ケアプラン点検をどの程度実施しているか。	
医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	
給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	

ケアプラン点検ガイドライン について

熊本県

ケアプラン点検ガイドライン

一般社団法人

熊本県介護支援専門員協会

熊本県

健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課

休憩 (5分)

演習 ～とりあえずやってみる～

個人ワーク (10分)

意見交換 (10分)



4 問題の把握のための情報の整理と問題の要因分析、うまくいかなかったときの危険性、うまくいったときの可能性

【点検項目4】

○情報の分析（要因・可能性・危険性）の記録がある。

【評価基準】

- 4・・・情報の分析ができており、分かりやすく記載している。
- 3・・・情報の分析の重要性が理解されており、十分とは言えないが、介護支援専門員が必要とした内容はほぼ記載している。
- 2・・・アセスメント表の要因、可能性・危険性を記載する欄に何らかの記載はあるが、内容が不十分で空欄が目立っている。
- 1・・・情報の分析（要因・可能性・危険性）の記載欄もなく、居宅介護支援経過等にも全く記録がない。

《《《確認の視点》》》

- ①アセスメント表に情報分析（要因・可能性・危険性）を記載する欄があり、分かりやすく記載しているか確認する。
- ②アセスメント表に情報分析（要因・可能性・危険性）を記載する欄が無い場合は、そのことをアセスメント表に記載しているか又は課題整理総括表又は居宅介護支援経過記録等に記載しているか確認する。
- ③適切な課題を導き出す為には、情報分析（要因分析・可能性・危険性の検討）が重要であることの認識ができていないか確認する。

気づき

【点検項目15】

○利用者の自立を阻害する要因と個々の解決すべき課題（ニーズ）について、相互関係を含めて明らかにし、解決するための要点がどこにあるか分析し、波及する効果を予測して優先度合いの高い順に記載している。

【評価基準】

- 4・・・適切な過程で解決すべき課題（ニーズ）を導き出し利用者自ら解決したいという意欲を引きだし、分かりやすい課題（ニーズ）になっている。
- 3・・・自立支援の観点で概ね課題（ニーズ）が設定できているが、解決のための要点が不十分なところがある。
- 2・・・困りごとが中心とした課題（ニーズ）になっている。
- 1・・・利用者・家族の「要望」だけに合わせた課題（ニーズ）となっている。

《《《確認の視点》》》

- ①利用者・家族がニーズとしてとらえなければ、ニーズを自ら解決していく自立型のサービス利用はできないこの意味を理解し、ニーズについて、利用者・家族の理解を深めるよう支援しているか確認する。
- ②困りごとを発生させている原因や背景要因そのものではなく、背景要因を含めず「〇〇したい」とできるだけ簡潔に書いているか確認する。
- ③専門家として「自立支援」に資する内容を常に考えながら、利用者・家族が望む生活をイメージできるように助言を行っているか確認する。
- ④目の前の「困った状況を改善して、望む生活をしたい」というポジティブな生活意欲に転換することができているか確認する。
- ⑤「〇△できるようにになりたい」「〇□したい」「〇〇する」というように、利用者が主体的・意欲的に取り組めるような表現を使い、その波及する効果を予測し、利用者・家族が主体的に取り組む、生活の改善がイメージできるよう働きかけていることを確認する。
- ⑥それぞれの課題が導き出された原因や背景が押さえられているか、優先すべき課題の項目に応じた課題の整理ができているか確認する。
- ⑦「〇〇を利用したい」等、単に利用者及び家族の要望や困りごとをそのまま記載していないか確認する。
- ⑧「できる」「できるのにしていない」「できない」等の行為の把握だけでなく、その状況を招いている原因や背景について整理・分析し、必要な支援を行うことで効果を予測しているか確認する。
- ⑨利用者・家族からの「要望」だけに合わせて安易に、即サービスで対応するのではなく、問題や困りごとの本質（原因・背景）を解決するためには、何が必要なのかを明らかにしていく過程となっているのか確認する。

気づき

参考資料)

- 和3年度(2021年度)ケアプラン点検支援研修【人吉・球磨圏域】
熊本県 認知症対策・地域ケア推進課 市町村支援班 説明資料より
- 熊本県ケアプラン点検支援ガイドライン